テクノロジーベースの規制改革推進委員会 今後の議論の方向性及び論点

2022年11月16日(水) デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局

デジタル臨調における規制改革への取組

1. 現状

- ○20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つがデジタル化の遅れ
 - 例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP:日本109.5、米139.9、英124.1(内閣府)
- ○日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進み**あらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ**
 - 例)2019年1億2616万人のところ、2030年1億1912万人(704万人減)、2050年1億192万人(2424万人減)の予想(国立社会保障・人口問題研究所)

2. 政策対応(デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める)

- ○デジタル原則に基づき4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、2年を目途にデジタル原則への適合 を実現を目指す
- ○規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要する。そのため、
 - あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するための<u>テクノロジーマップを整備し</u>
 - テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う
- ○デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進

3. ねらう効果

- ○アナログ的な規制を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで**経済成長を実現**
 - 経済効果の例) 中小企業のAI導入:推計11兆円、行政手続フスト20%削減:推計1.3兆円
- ○現場の人手不足の問題を解消し、生産性を高め、所得の向上につなげる
 - 例) 建設現場における技術者の配置専任規制 → 遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始
- 先端的な技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速
 - 例)国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー 活用する基盤を作る

テクノロジーベースの規制改革推進委員会のゴール

- デジタル原則に適合しない規制や行政サービスの見直しを加速化するため、 先端技術の活用事例(ベストプラクティス)についての知識ベースを共創
- 同類型の規制への横断的な活用と官民による調達を促進
- 技術利用を想定したリスクの再評価を通じて規制のあり方を不断に見直し
- 国民生活を多様なリスクから最も効果的に守りながら、さらなる技術開発 目標を提示することでグローバルな市場創出・展開につなげる

目次

1. テクノロジーマップ収載情報のあり方(先行公募からの学び)

2022年10月に実施した「講習や試験のデジタル完結」に必要な技術の先行公募の過程で 生じた課題に学び、テクノロジーマップに収載すべき情報を整理する

2. テクノロジーマップの対象領域と全体プロセス

テクノロジーマップが対象とすべき規制/技術領域、技術検証から規制見直しに至る全体プロ セスを整理する

3. 残る論点

- ○**編集方針**: テクノロジーマップの発行主体、責任主体、ターゲット等を決定する
- ○インセンティブ設計: テクノロジーマップが継続して更新・活用される仕組みを整理する
- ○**トラスト担保**:掲載技術のトラストを担保する仕組みを整理する

1. テクノロジーマップ収載情報のあり方(先行公募からの学び)

先行公募の概要

「講習や試験のデジタル完結」に必要な技術の先行公募

众莫対象 : 講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス

スケジュール : 公募期間9/30~10/21、**10/31(月)試行版としてデジタル庁HPで公表**

ポイント 規制所管省庁との調整を通じて明らかとなった、講習・試験のデジタル化を実現する上での

様々な課題に対して、どのようなソリューションがあるか、技術保有企業からの積極的な提案を公表。

留意事項 ・技術カタログは、あくまで講習実施者がデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、

カタログに掲載する個別技術について、国が認証・認可等を行うものではない。

公表方法 : デジタル庁HPにて、提案のあった製品を一覧表示(応募内容を原則そのまま公表)。

加えて、今後の改善・拡充に向けた検討のための分析等に活用できるよう、機械可読データ(CSV)を提供。

公表件数 20件 (24件応募)

試行版公表URL: https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/



製品詳細ページ

概要一覧ページ



試行版公表ページ

カタログ掲載項目

【基本情報】

凡例:規制所管省庁のご意見を踏まえて盛り込んだ項目

企業·製品情報

企業名、法人番号、企業URL

フリー回答

製品、サービス名、概要URL

フリー回答

問合せ先

フリー回答

導入実績

導入実績

日本国内での導入件数、受講者数等の実績をフリー回答(官公庁、教育機関、企業等全般)

主な導入事例①

タイトル、概要、参考URLをフリー回答

主な導入事例③

タイトル、概要、参考URLをフリー回答

官公庁が実施する講習での導入件数、導入分野をフリー回答

主な導入事例②

タイトル、概要、参考URLをフリー回答

基本情報(付帯)

対応可能規模

何名程度の規模の講習・試験に対応できるかフリー回答

トラブル対策

システムトラブルなどに対応する機能について、フリー回答

<u>導入ソフトウェア</u>

Zoom / Microsoft teams / Cisco Webex / 専用ソフト不要

価格等情報

<u>コミュニケーション</u> 機能

個人データの保存場所

価格体系や金額プラン(URL記載可)について、フリー回答

実施者等と映像・音声でのコミュニケーションコミュニケーションができる / 実施者等とチャットでのコミュニケーションができる / その他

日本国内のデータセンタ / その他

情報の取扱いに関する各種認定の取得状況

ISO/IEC 27001 / ISMAP / プライバシーマーク/その他

製品・サービスに関するアピール事項

フリー回答

カタログ掲載項目

【主な機能】

凡例:規制所管省庁のご意見を踏まえて盛り込んだ項目

主な機能①:受講の申し込み・受講料の決済

本人確認

顔写真付き本人確認書類の画像と受講の申し込みを行う者の容貌の画像を照らし合わせるなど容貌情報も含めた本人確認を行うことができるか / 本人確認書類等による本人確認を行うことができるか / その他

決済機能

本製品・サービス上でオンラインで受講料決済を行うことができるか

主な機能②:講習の受講

講習方式

ライブ配信 / 収録された動画の視聴 講習資料の ダウンロード 教材・収録された講義動画の ダウンロードができる

受講開始時 の本人確認 顔写真情報と実際に受講しようとしている者の容貌を照らし合わせて受講者本人であることを確認することができるか / 登録されたID/PWでの認証を求めることができるか / その他

受講状況の確認

リアルタイムでの確認 : 常時カメラで受講者の受講状況を撮影し、リアルタイムで受講状況を確認することができる / 一定間隔での確認 : 講習中に一定間隔で文字列の入力を求めることなどにより受講状況を確認することができる /

証跡による事後的な確認 : 受講者の受講状況を撮影・録画したり、接続状況のログを確認したりすることなどにより、事後的に受講状況を確認することができる

その他 : フリー回答

離席検知:一定時間以上の離席を検知する仕組みがある/

居眠り検知: 居眠りを検知する仕組みがある/

不集中検知: 画面外を見ている、講義と無関係の操作をしているなど、講習に集中していないことを検知する仕組みがある /

受講に関係しない操作の検知: 講習受講に関係しないPC操作を検知する仕組みがある/

なりすまし検知: 受講者以外の人間が受講していることを検知する仕組みがある /

録画視聴の早送り対策 : 録画を最初から最後まで早送り等をせずに視聴したことを確認する仕組みがある(収録された講義動画の視聴の場合)

その他 : フリー回答

不正受講対策に 関する詳細

不正受講対策

フリー回答

カタログ掲載項目

【主な機能】

凡例:規制所管省庁のご意見を踏まえて盛り込んだ項目

主な機能③:試験

試験機能

試験を行う機能の有無

試験方式

受験者自身のコンピュータ等を利用して在宅で実施する方式(Web Based Test、Internet Based Test)/ 指定の会場でコンピュータを利用して実施する方式(Computer Based Test)

回答方式

選択式/記述式/面接式/その他

<u>試験実施タイミ</u> ング 受験者の任意のタイミングで受験できるか / 全受験者一斉に同時間帯で試験を行うのか

<u>試験開始時の</u> 本人確認 顔写真情報と実際に受講しようとしている者の容貌を照らし合わせて受験者本人であることを確認することができるか / 登録されたID/PWでの認証を求めることができるか

離席検知: 一定時間以上の離席を検知する仕組みがある

なりすまし検知: 受験者以外の人間が入れ替わって受験していることを検知する仕組みがある解答作成以外の操作の検知: 試験の解答作成以外のPC操作を検知する仕組みがあるカンニング対策: 目線の動きをモニタリングするなど、カンニング行為を検知する仕組みがある

不正受験対策 音

音声の検知: 第三者が口頭で解答を伝達するような行為を検知する仕組みがある テスト内容による不正対策: 設問を複数パターンで設定できる、設問の順番をランダムに設定するなどの仕組みがある

その他 : フリー回答

不正受験対策 に関する詳細

その他 : フリー回答

主な機能4:修了証の発行

修了証発行機能

修了証発行を行う機能の有無

修了証の詳細

フリー回答

先行公募の実施過程で生じた検討課題

1.カタログ掲載項目の選定にあたっては当局との連携が必須

- 今回は、対面講習の規制所管省庁との対話を通じ、「なりすまし」「カンニング」等の不正検知機能を 必須要件と考えていることを把握し、必須の掲載項目として回答を求め、公表した
- 他機能が充実していても必須機能が備わっていない場合に劣っているように見えてしまうとの指摘があっ たが、調達者のニーズをふまえるとやむを得ないか
- ・ 公表後の規制所管省庁および実施団体へのアンケートで、分かりやすい技術概要、評価基準や技術 水準の明確化、比較・検索し易いレイアウト、導入費用等の詳細情報の掲載を求める意見があった

2.要素技術のみの応募を認めるべき

- 今回の公募では、講習申し込み、講習実施、試験実施、修了証発行等の一連のプロセスを全てカ バーする製品サービスのみを応募の対象としたところ、
 - 応募を検討したが、「全機能をフルスペックでカバーするのは不可能」として辞退した企業があった
 - 一部の要素技術のみ(本人認証技術、カメラで人の動きを検知する技術等)を保有する企業 が、公募要件を満たさないまま応募した例があった
- スタートアップ企業も含めた創意工夫を生かし、規制の見直しに資する新たな技術の発掘や、企業間 での協業につなげるため、技術探索の単位はあくまで便宜的なものと考え、一部の要素技術のみの応 募も認めるべきではないか

3.横断的技術分野は別途抽出してカタログ整備すべき

• 本人認証技術など、複数の技術分野で横断的な活用が想定される共通技術については、個別分野 の要素技術として何度も受け付けるより、別途抽出してカタログを整備すべきか

4.その他

- 今後、規制所管省庁との対話を通じ、応募技術の調達(およびその前提となる規制見直し)を促し つつ、技術検証の要否を確認していく予定
- リリース前のサービスの応募もあったが、ファクトチェックや検証が困難なため、今回は公表しなかった
- 公募期間終了後の応募が複数あり、今回は追加公表することとした

テクノロジーマップに収載すべき情報

	メリット	デメリット	収載要否
当局が示す規制遵守の必須要件	規制の要求条件の明確化につながる	他の機能が充実していても必 須機能がないと劣って見えてし まう	
要素技術	新技術の発掘や企業間で の協業につながる可能性	分野横断的に活用される共通 技術は繰り返し応募することと なる	○ 但し横断的技術分野 は別途カタログ整備
採用事例 (ベストプラクティス)	技術自体ではなくどう運用するかの事例の共有が有益	採用実績がないスタートアップ を排除すべきでない 規制見直しによる市場開放が 先行すべき場合がある	○ 但し実績を必須要件と はしない
デメリットや制約 事項	できないことの情報こそ有益	技術保有企業側に求めるのは、 留意すべき制約の情報提供ま でが現実的	△ 企業に留意事項の表明を求めつつ、規制所管省庁側が補完
価格	現場での導入判断には価 格体系、規約情報など調達 に直結する情報も重要	価格のみでの選定ではなく性 能発注を行うべき 利用側要件を把握した上で価 格設定を行う場合がある	△ 当面は任意とし、DMP との連携を検討

その他、サイバーセキュリティ等の認証取得や基準準拠に関する情報、時点情報、関連ガイドライン情報なども収載していく

今後取り上げたい案件候補①

「点検、検査、診断のデジタル完結」に必要な技術



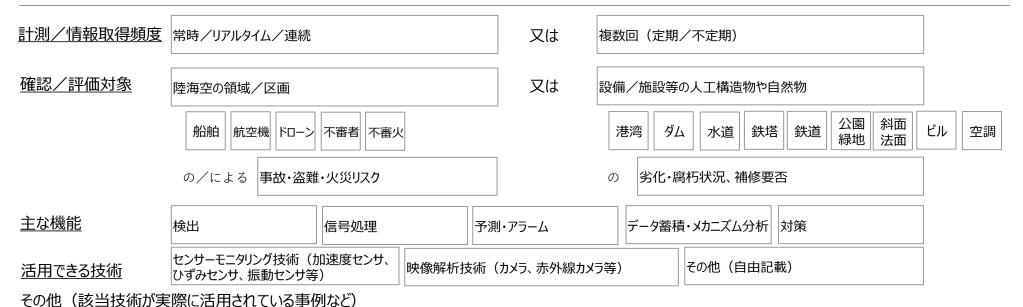
く点検、検査、診断対象の例>

- ①陸海空の領域/区画内の事故・盗難・火災リスク診断
- ②設備/施設等の構造物や自然物の状態監視、劣化・災害リスク診断、 劣化・腐朽予測、余寿命推定
- ※既存カタログとの連携も含め、ハンドリング可能な範囲/単位で技術探索を行う必要

<対象技術の例> センサーモニタリング技術

- :加速度センサ、ひずみセンサ、振動センサ、電流センサ、腐食センサ、温度センサ等
- : レーザー、レーダー、超音波、X線、赤外線、衛星、カメラ

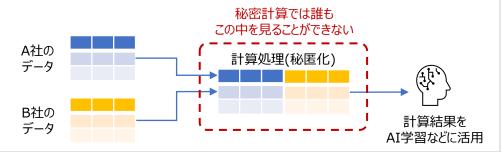
カタログ掲載項目(イメージ)



今後取り上げたい案件候補②

プライバシーテック

- ✓ データ利活用にあたりプライバシー保護を強化する技術が登場し、 社会実装の段階に進みつつある
- ✓ 特に秘密計算は、計算処理を秘匿化でき、様々な データを一箇所に集めることなく安全に利用できる技術
- ✓ 複数組織が保有するデータを組み合せて分析するなど、 社会全体でのデータ利活用の促進に寄与することが期待される



プライバシーテック(秘密計算)の特徴・事例

<特徴>

- ✓ 提供元組織が保有するデータを提供先に開示する必要がない
 - ⇒一般的なデータ暗号化と比べて**安全性が高い** (提供先は元データに復号できない)
- ✓ 計算する側は元データはわからないが、計算結果は正しく得ることができる
 - ⇒マスキングなど一部データを削除·加工する方法よりデータを正確に利用できる

<事例>

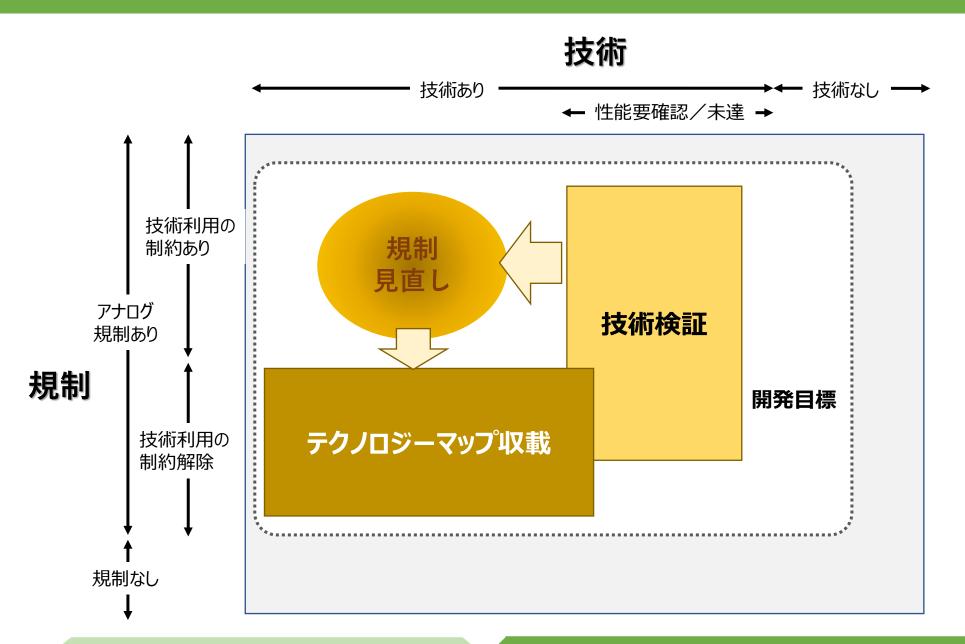
✓ 複数の金融機関が保有する不正利用に関するデータ を秘匿しつつ分析し、不正検知AIのモデルを向上させ、業界全体で不正検知能力を向上させるなど

社会実装に向けた課題

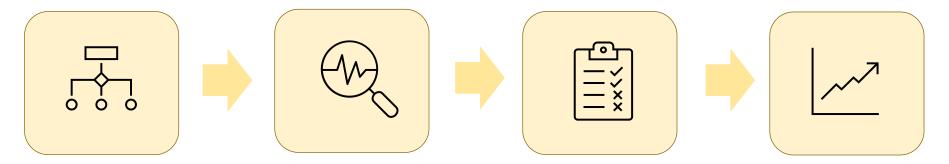
- ✓ 現行個人情報保護法の解釈では、どのように秘匿化しても個人情報であることに変わりはない 高度に暗号化されていれば漏洩の報告対象とはしない(法第26条第1項関係)との整理
 - ⇒「高度な暗号化」の具体的要件や安全性基準が明確化されておらず、プライバシーテックの利用が進んでいない
- ✓ 秘密計算は、理論的な安全性は示されているものの、実用ケースと組み合わせて安全性を客観的に評価・検証できる事例が少ない⇒「高度な暗号化」を含む安全性基準を満たすケースのカタログ整備を国主導で行うべき

2. テクノロジーマップの対象領域と全体プロセス

テクノロジーマップが対象とすべき規制/技術領域



テクノロジーマップ整備の全体プロセス(案)



規制の類型化

- **アナログ規制**を抽 出
- 省庁横断で規制の 趣旨目的を整理、 **類型化**
- **当局との対話**を通 じ、規制遵守の必 須要件、評価基準、 リスク許容範囲を 整理し、可能な範 囲で明文化
- 要件等は公募/カタログ掲載項目に反映

技術探索

- 類型化された規制の 見直しに資する技術 を**公募**等を通じて広 く探索
- 当局との対話を通じ、 技術検証の要否を 判断
- ◆ 検証不要な成熟技術は最低限のファクトチェックを経てテクノロジーマップ・技術カタログに掲載

技術検証

- 当局が性能要確認 とした点は、省庁横 断で**技術検証**を実 施し、実効性や安全 性を確認
- 検証により十分な性 能が確認された技術 は、テクノロジーマッ プ・技術カタログに掲 載
- 性能不十分または 技術不存在とされた 規制分野については、 開発目標を提示

規制の見直し

- テクノロジーマップ・技術カタログに掲載された技術は活用可能となるよう規制を見直し。
- 技術活用を前提とし て規制を合理化

技術調達の拡大

● テクノロジーマップ・技 術カタログが**官民の 技術調達**を後押しし、 新たな価値創出へ

規制の類型化と技術探索

- アナログ規制を抽出し、省庁横断で規制の趣旨・目的を整理、類型化
- 類型化された規制の見直しに資する技術を公募等を通じて広く探索

規制の趣旨・目的			技術		
大分類	中分類	小分類		実証中	活用可能性あり
情報に基づき、安全 性等を判断する	人/モノの動き	区画/領域 :陸海空	xxxxxx	xxxxxx	害獣・害虫監視/モーションセンサー 不審者監視/ドローン、カメラ
	破損/不備等	設備/施設 :単純/複雑 :小型/大型	路面等の点検・診断技術、外壁調査/ センサー、AI技術、ドローン	外壁調査 (ドローン)	屋外物点検/ 3 D点群データ
	構造/設計面		xxxxxx	xxxxxx	危険区域設定/ 図面のOCR、画像分析
	成分面	製造物 環境:大気/水/放射線	水質検査/ 連続自動測定装置(pH、色度、濁度、消 毒の残留効果測定)	xxxxxx	ガス等漏洩検知/漏洩情報判断技術
	申請/記録の真実性	他データ/物理的状況との整合	固定資産の実地調査/ドローン	xxxxx	農地等調査/衛生画像解析技術
	業務違反等	人/設備	xxxxxx	xxxxx	異常把握/オンライン会議システム 異常把握技術
育報を知らせる/伝 える/ 公開する	申請者に資料を提供する		書面の閲覧/ インターネット、デジタルサイネージ	xxxxx	不正行動検知/のぞき見防止技術
	訪問者に情報を伝達する		xxxxxx	XXXXXX	リモート拠点設置/オンライン会議システム
	技能や知識を習得させる		講習・試験実施/ 講習システム、本人確認技術	XXXXXX	本人確認/本人確認技術(カメラ、AI)
育報を提出する/ 安 珊オス	行政等に申請/報告する		届出申請/電子申請システム	メール	真正性担保/本人認証技術、電子証明書
	民間同士で契約する		真正性担保/電子署名	xxxxxx	真正性担保/本人認証技術、電子証明書

本ページに記載の技術情報は事務局内での調査中の情報を掲載

規制所管省庁との連携①

規制所管省庁と連携し、テクノロジーマップ、技術カタログを整備する

- 規制遵守のための要件、評価基準、リスク許容範囲を整理し、可能な範囲で明文化
- 技術探索により利用可能な技術が確認された場合には、規制所管省庁との対話を通じ、技術検証の要否を判断
- 技術検証不要と判断した場合は、テクノロジーマップ・技術カタログに掲載し、規制所管省庁または規制対象事業者による調達へ

具体的な進め方

【テクノロジーマップ整備事業費(令和4年度補正予算案)】

事業概要·目的

- ○AI、ドローン等、デジタル技術が進歩する中、これらを活用した事業活動を念頭 に、アナログ規制を見直し、既存の事業の合理化や新事業の創出を進めることが 重要です。規制を個別に見直すと時間を要するため、類似の趣旨・目的の規制 をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理したテクノロジーマップを整備する ことで、集中改革期間の前倒しによるアナログ規制のデジタル化の実現を目指し ます。
- ○類似の趣旨・目的の規制に共通するデジタル技術に関して、安全性や実効性等 の観点から、規制の趣旨・目的を果たすための基準等を満たすか、現場等で確 認すること等で、アナログ規制の見直しに活用可能なデジタル技術に関する情報 を効率的に収集します。
- ○規制所管省庁、企業等が情報を利活用することで、アナログ規制の見直しが促 進される仕組みを検討します。

事業イメージ・具体例

下記の事業を実施し、テクノロジーマップを整備します。

- ○人が現地に赴き確認する目視規制、設備・状況等を一定の頻度で確認する定 期検査・点検規制等の類型を踏まえ、国内・海外の見直しに活用可能な技術、 業務フローの再構築も含めた規制見直し手法に関して調査し、テクノロジーマップ に反映します。
- ○安全性・実効性等の観点から、規制の趣旨・目的を果たすための基準等を満た すのかの確認が必要なデジタル技術に関して、規制所管省庁等と連携し、当該 技術の要求性能、性能の確認方法を検討し、現場等で実証します。実証結果 等を踏まえ、類似の趣旨・目的の規制への適用可能性等の情報をまとめたカタロ グを作成します。
- ○テクノロジーマップ、カタログ等の情報を、規制所管省庁、企業等が利活用できる 什組みを検討します。

資金の流れ

情報処理業務庁費

民間事業者

期待される効果

○テクノロジーマップ、カタログ等の情報を、規制所管省庁、企業等が利活用すること で、類似の趣旨・目的の規制に係る類似の業務を減少するとともに、新事業創 出に寄与します。

規制所管省庁との連携②

これまでに頂戴した主なご意見

1.技術検証に先立ち、規制の本来の趣旨目的を明確化すべき

- 規制に求められる必須要件およびそのレベルを明文化し、オプション要件との区別を明確にする ことが必要
- 各規制に求められる定量的な評価基準の設定が必要

2.リスク許容範囲を整理し、開発目標を提示すべき

• 現在のアナログな取組で必ずしも100%の精度が実現できているわけではないことを踏まえ、デ ジタル技術についても、どこまでのリスクを許容し、どの程度の規制遵守の水準や精度を求める のか、指針や今後の開発目標を当局と対話のうえで示すべき

3.技術の進展に応じた規制の在り方の検討

- 技術の実装により、規制の本来の趣旨に照らし、規制プロセスや要件のあり方そのものを見直 す可能性も検討すべき
 - デジタル化により講習が容易に行えるようになれば、資格の有効期間を短縮して更新頻 度を高めるといったことも検討可能
 - インターネット上で情報を取得可能とすれば、「閲覧」「縦覧」「掲示」は同類型の規制と 捉えることも可能 など
- 技術を導入することが別の新たな足かせを生まないように留意すべき

- 3. 残る論点
 - ○編集方針
 - ○インセンティブ設計
 - ○トラスト担保

編集方針

<編集・発行・保守運用の主体>

エコシステム確立を待って、政府 (デジタル庁)、政府関係機関、民間企業のいずれが編 纂・発行・保守運用主体として適切かを判断する

<責任主体>

- カタログ掲載技術の利用にかかる責任(問題が発生した場合、示された通りの性能が出ない 場合等)については、規制所管省庁、規制対象事業者、技術保有企業、テクノロジーマップ 発行主体それぞれの民事責任、刑事責任、行政責任の範囲や程度を整理する【要検討】
- その際、ITサービスにおけるSLA(Service Level Agreement)の考え方を参照する

くターゲット>

- 当面は規制の合理化を目的として、規制所管省庁の意思決定権者をターゲットに編集する
- ・続いて、規制対象事業者等による技術調達を後押しするため、組織内の実質的技術的決 定権者や技術研究的な人材をターゲットとした記事を増やしていく

<テクノロジーマップに持たせたい機能>

- 技術保有企業側のシーズと規制所管省庁側のニーズのマッチング機能
- 利用者の求める範囲・軸でマップを自動生成する機能
- 技術の解説記事としての役割 「技術が未来をこう変えていく」ということを技術的裏付けをもって書く 「技術レポジトリ/ドキュメント集/技術検証記事集」として書く

<文書編集形式>

• 自動処理や二次利用のしやすい技術中立的な形式とする

インセンティブ設計

<継続的な更新・運用のインセンティブ>

- 当初は官主導で立ち上げるが、民主導でエコシステムとして更新が継続する状態を目指 す。但し、中立性の確保、モラルバザードが生じないための仕組みを検討する必要がある。 ・ テクノロジーマップ保守運用のためにどういった組織、ケイパビリティ、リソースが必要か検討
- し、調整する。 技術保有者が更新しやすい仕組みが大切であり、投稿者の意欲をかきたてるよう、技術 情報を投稿してから反映されるまでの時間を短くする仕組みについて検討する。

<テクノロジーマップ利用のインセンティブ>

- 規制所管省庁、技術保有者、現場を抱える規制対象事業者がテクノロジーマップを活 用するインセンティブをそれぞれ設計する。
 - 規制所管省庁がテクノロジーマップを確実に参照し、規制の見直しを不断に行う 仕組みを整備する
 - 技術保有者向けには、政府が直接調達する技術について円滑に政府調達につな げる仕組みを検討する(デジタルマーケットプレイス(DMP)の動向も参照)
 - 規制遵守の必須要件(カタログ掲載項目)の設定、技術検証の要否の判断等 は規制所管省庁と連携して行うことにより、規制対象事業者にとっての利用価値 を向 上させる

トラスト担保の仕組み

先行公募における整理

技術カタログは、あくまでデジタル化を検討する上での 参考情報を提供するものであり、カタログに掲載する 個別技術について、国が認証・認可等を行うものでは ない

規制所管省庁との連携



規制遵守の必須要件(カタログ掲載項目)の設定、 技術検証の要否の判断等は当局との対話を通じて 行う

各種認証取得



どのようなセキュリティ認証をとっているか等はアピール できるようにし、調達要件に盛り込むかを判断する